

福祉医療費助成実績表

医療制度	対象年齢等	平成25年度		平成24年度	
		受給者数(人)	1人あたり医療費助成額(円)	受給者数(人)	1人あたり医療費助成額(円)
乳幼児等	0歳～小学3年生	1,583	32,289	1,617	33,551
こども	小学4年生～中学3年生	913	23,636	933	23,610
母子家庭等	18歳または20歳までの子を監護する母子家庭等の母または父及びその子	276	31,472	285	33,074
重身障	身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	191	174,052	197	170,345
重精障	精神障害者保健福祉手帳1級	3	67,406	4	13,223
老人	65歳以上70歳未満	89	65,084	89	53,713
高齢重身障	後期高齢者加入者 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	163	85,846	162	92,250
高齢重精障	精神障害者保健福祉手帳1級	4	28,988	4	50,560
精神疾患	精神障害者保健福祉手帳1級で低所得者	4	127,592	4	126,502
公費負担	老人医療以外の福祉医療受給者で特定疾患等の公費負担医療受給者	11	41,932	13	35,276
未熟児養育	身体の発育が未熟なまま出生した乳児	2	125,590		
合 計		3,239	41,895	3,308	42,385

平成25年度福祉医療費助成実績および各種届出についてのお知らせ

平成25年度福祉医療費助成実績は次のとおりです。

70歳未満の方の国民健康保険高額療養費自己負担限度額が変更

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、超えた分は高額療養費として支給されます。この自己負担限度額について、70歳未満の方は平成27年1月から所得区分が細分化されて、3区分から5区分に変更になります。また、高額介護合算療養費の算定基準額なども見直されます。

平成26年12月診療分まで（3区分）…（月額）

	総所得金額等	3回目まで（12か月以内で）	4回目以降
上位所得者	600万円超	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

平成27年1月診療分から（5区分）…（月額）

	総所得金額等	3回目まで（12か月以内で）	4回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

総所得金額等 = 総所得金額 - 基礎控除（33万円）

- ・ 予防を心がけましょう！
- ・ 日頃からの健康維持と早期発見・早期治療を心がけましょう。
- ・ こんな時は必ず届出を！
- ・ 健康保険が変わった時
- ・ 住所や氏名が変わった時
- ・ 転出する時（医療費受給者証を必ず返却してください。）
- ・ 生活保護を受けることとなった時
- ・ 交通事故などによるケガで診療を受けた時

学校でケガをしたら？
学校管理下でのケガにより医療機関等で受診される時には、健康保険証のみ提示し、一度自己負担してください。
自己負担した医療費については災害共済給付制度をご利用ください。
問い合わせ先
健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)

* 年末年始のお知らせ *

年始まで保管しておいてください!

ごみの収集

12/26(金)	12/27(土)	12/28(日)	12/29(月)	12/30(火)	12/31(水)~1/3(土)	1/4(日)	1/5(月)
	休み	休み			休み		

...通常どおり収集 ...可燃ごみの全町収集(不燃・粗大・資源ごみは収集しません。)

ごみの持ち込み

【くれさかクリーンセンター】

可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・家屋解体ごみ

年末のくれさかクリーンセンターへの持ち込みは、混雑が予想されますので、できるだけ早い時期にお願いします。

12/26(金)	12/27(土)	12/28(日)	12/29(月)	12/30(火)	12/31(水)~1/4(日)	1/5(月)
	休み	休み			休み	

...持ち込み可
《受付時間》 8:30~12:00
13:00~16:30

個人で行った家屋解体に伴う埋立ごみや廃木材は、区長さんに『一般廃棄物処理(投棄)申請書』をもらっていただき、その申請書と印鑑を持って役場にお越しください。

(年末は12月26日まで 年始は1月5日から)

ごみの持ち込みをされる場合は、ごみの分別を確実にし、家庭ごみ分別表にある受入基準や処理困難物等に注意してください。

【大貫不燃物中継基地】

埋立ごみ

12/26(金)	12/27(土)	12/28(日)	12/29(月)	12/30(火)~1/3(土)	1/4(日)	1/5(月)	1/6(火)
				休み			休み

持ち込みは軽四以下に限ります。(1台 1,100円)
区長さんの証明『一般廃棄物処理(投棄)申請書』をもらっていただき、直接、大貫不燃物中継基地に搬入してください。

...持ち込み可
《受付時間》 8:30~12:00 13:00~17:00

し尿くみ取り

12/29(月)	12/30(火)~1/4(日)	1/5(月)
	休み	

...計画収集日

計画収集の方はカレンダーどおり12月29日(月)まで収集を行います。
年末の緊急及び計画収集以外のくみ取りの申込は12月22日(月)まで受け付けます。24日(水)以降の申込分は年内に処理できない場合がありますので、ご注意ください。
年始は1月5日(月)から収集を始めます。
迅速なくみ取りを行うために早めの申込をお願いします。

くみ取り日には、作業をしやすいようにしてください。

- ・くみ取り口に物を置いたりしないでください。
 - ・犬を飼っている方は、作業の妨げにならない所につないでください。
- くみ取り料は「し尿くみ取り券」で支払ってください。

こうふく苑

月日	12/27(土)	12/28(日)	12/29(月)	12/30(火)	12/31(水)~1/2(金)	1/3(土)	1/4(日)	1/5(月)	1/6(火)
通夜				×	休み			×	
火葬					休み				×
ペットの火葬					休み				×

- ...利用できます。
- ×...利用できません。
- ...ペットの火葬については、一般火葬のある日に限り利用できます。利用当日に必ず「こうふく苑(☎079-232-3196)」へ確認のうえ、予約をしてください。
- ...「12/30のペットの火葬」については、午前8時30分から12時まで利用できます。当日に予約をしてください。

通夜、火葬の予約は葬儀会社を通じて行ってください。
(24時間受け付けています。)

問い合わせ先 福崎町役場 住民生活課 ☎22-0560(内線372・373)



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう 播磨のなかの福崎町〜王権と諸地域

武庫川女子大学 非常勤講師 井上勝博

かかわりという視点から、その一端を探ってみたいと思います。

福崎町では、町の歴史と文化を掘りおこす仕事として、「播磨国風土記」についての調査をすすめています。「風土記」のなかから町にかかわることがらを取り上げ、その解説をつくることも、そうしたとりくみの一つです。

「風土記」は、奈良時代の地誌。その地に伝わる神話や伝説、さらには当時を生きた「古老」の生の証言など、古代の地域社会を浮き彫りにしてくれる草の根の情報宝库です。なかでも、「播磨国風土記」は、国家による編集がそれほど加えられていない。また、ほぼ一国全域の記事が残るのも奇跡的で、福崎町の古代の姿もそこにあります。では、広く播磨のなかで福崎町がどのような位置を占めていたのか？ 畿内の王権との

それが伊和大神の子とされているのは、建石敷命を奉る集団が、一定の自立性・独自性を保ちつつ伊和大神を奉る勢力の一端となっていることをあらわすものでしょう。さらに、福崎町の北に近接する神河町宮野には建石敷命の名に通じる立岩神社があり、その社伝によれば、宍粟の伊和神社の分霊を勧請したのが始まりといえます。これも「風土記」の記事と対応することがらで、この地域と伊和大神の勢力とのかかわりの深さをあらわしています。

ここで、「風土記」にみえる他の郡名についてみてみましょう。宍粟・讃容・揖保、それに神前を合わせた四郡の郡名は、伊和大神に由来します。一方、賀古・印南・飾磨・賀毛・美嚰の諸郡では、天皇ないし王族の事績が郡名の起源となっ

このことは、播磨でも、とくに南東の諸郡には、畿内の王権の政治的な影響力が、はやくから強く及んだことを示しているのではないでしょう

か。逆に北西諸郡には、古くからの伊和大神とその信奉勢力の力が根強く残り、王権の進出が比較のおそく弱含みで進んだことをあらわしている。とみることでできるでしょう。伊和大神の活躍する記事が北西諸郡に多くあらわれ、南東の諸郡にはあまりみられないことも、こうした見方と通じます。畿内との地理的遠近という点からみても、この想定はのみ込みやすいと思います。そこで、あらためて播磨における神前郡についてみると、伊和大神の勢力の影響が大きい北西諸郡のうちに、さしあたり色分けされる一方で、南東諸郡に隣接する境界的な位置にあることがわかります。さらに福崎町の周辺に焦点を

合わせてみましょう。神前郡の北部は、西に宍粟郡と接し峠越えの道で繋がっています。郡名の起源ともなった神前山をはじめ、北よりの地域に伊和大神の勢力との古くからの関わりの痕跡が強く残るのは、このことと関係するのでしょうか。一方、南部は、東に賀毛郡と境を接し、南では市川と蔭山里を介して飾磨郡に通じています。なかでも福崎町南部とかさなり八千種地区を含む多駝里は、東に比較的低い峠で賀毛郡と通じ、市川にも近い。多駝里の里名起源説話は、天皇巡行に由来し土地の豪族と王権との親密な結びつきをあらわす、政治的な性格のきわめて強いものです。その背景には、こうした経路を介した王権と地域社会との政治的関係の展開があったと考えられるのではないのでしょうか。多駝里の遺称地である姫路市山田町多田周辺に、王権との政治的結びつきを体現する前方後円墳が集中することは、こうした想定と対応しています。

「風土記」によれば、神前郡の郡名は、高岡里の神前山に由来します。この神前山は、現在の福崎町山崎にある神崎山のこととみてよいでしょう。ここには伊和大神の子である建石敷命が鎮座するとされ、それがこの山の名から郡名がとられた背景となっています。伊和大神は、現在の宍粟市一宮町にある伊和神社を根拠とし、揖保川の流域をはじめ広く播磨に、その信仰を伸ばしていました。この神は、「古事記」や「日本書紀」などには姿をみせず、地域色が強い伊和大神を奉る集団は、畿内の王権が力を伸ばしてくる以前、古くから播磨の地に、その勢力を広く根づかせてきたものと思われ

ます。一方、建石敷命も、神前郡あたりの地域神のようです。

一方、賀古・印南・飾磨・賀毛・美嚰の諸郡では、天皇ないし王族の事績が郡名の起源となっ

中播都市計画道路計画変更素案 縦覧のお知らせ

福崎町では、都市計画道路高橋山崎線、大門福田線及び辻川田尻線の計画変更を予定しています。

このたび、計画変更に係る素案を作成しましたので、都市計画法にもとづく縦覧を行います。

縦覧期間 12月9日(火)～24日(水)

8:30～17:15(土・日・祝日除く)

縦覧場所

道路の名称	縦覧場所
高橋山崎線	福崎町まちづくり課(役場1階)および 兵庫県都市計画課(県庁1号館11階)
大門福田線 辻川田尻線	福崎町まちづくり課(役場1階)

意見書の提出について

中播都市計画道路計画変更素案に対し、意見書を提出することができます。意見のある場合は、上記縦覧期間中に素案についての意見をできるだけ具体的に記載した書面を、「高橋山崎線」については兵庫県知事に、「大門福田線」、「辻川田尻線」については福崎町長に提出してください。(郵送可)

高橋山崎線は県決定、大門福田線・辻川田尻線は町決定のため、意見書の宛名が異なります。

問い合わせ・意見書提出先

高橋山崎線について

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土整備部まちづくり局
都市計画課 施設班(☎078-362-4307)

大門福田線・辻川田尻線について

〒679-2280 福崎町南田原3116番地の1
福崎町役場まちづくり課 都市計画係(内線336)

電子申告(eLTAX)を ご利用ください

福崎町では、「eLTAX(エルタックス)」を利用したインターネットによる電子申告システムを導入しています。ぜひご利用ください。

eLTAXとは 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。



eLTAXのメリット

- インターネットを利用するため、自宅やオフィスから手続きを行うことができます。
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます。
- eLTAXが提供している無償ソフトで申告書が簡単に作成できます。

～保育所入所児童の保護者のみなさんへ～ 多子世帯保育料軽減制度の案内

子育て家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、多子世帯の保育所入所児童の保育料の一部を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図る制度が本年度も兵庫県で実施されます。この制度を受け、福崎町では対象世帯に軽減額を助成します。

<助成対象世帯>

同一世帯で18歳未満の子どもが3人以上いて、かつ第3子以降の子どもが現在保育所に通っている世帯

18歳未満の子どもとは、平成8年4月2日以降生まれの子どもです。ただし、結婚や就職等により該当しない場合もあります。

<所得要件>

世帯の前年の所得税合計額が96,600円以下の世帯
福崎町の保育料徴収基準額表で第2階層から第4階層に該当し、保育料が次の世帯

- ・3歳未満で30,000円以下
- ・3歳以上で27,000円以下

<助成する金額>

月額5,000円を超える保育料に対して
3歳未満児は、月額5,500円を限度
3歳以上児は、月額4,000円を限度
保育料が月額5,000円以下の場合は助成対象外
年齢は平成26年3月31日現在

該当者には1月に申請書を提出していただき、3月までの保育料納付が確認できた後、3月末に軽減額を助成します。

eLTAXでできる手続き

税目	手続き内容・様式など
個人町民税	(申告) 給与支払報告書、給与所得者異動届、普通徴収から特別徴収への切替申請など (届出) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届
法人町民税	(申告) 中間申告、確定申告、予定申告、修正申告など (届出) 法人設立、設置、異動届など
固定資産税	【償却資産】 (申告) 全資産申告、増加・減少資産申告、修正申告など

問い合わせ先

eLTAXについて ヘルプデスク☎0570-081459
申告内容について 役場 税務課(内線344・345)

神崎郡農業委員会合同研修会 開催

10月21日、神河町の大河内保健福祉センターで神崎郡3町合同の農業委員研修会が開催され、郡内各町の農業委員が出席しました。

神崎郡農業委員会協議会・廣納会長、来賓の神河町・細岡副町長のあいさつの後、兵庫県農政環境部農業経営課集落農業活性化班長の宮島康彦さんにより「地域農業の将来を考える」というテーマの講演が行われました。

講演では、兵庫県と神崎郡内の人口推移、農家の高齢化、農家数の減少、担い手の状況、農家の経営状況など、基礎的な情報の提供のほか、農業についての住民の悩みや不安感をどのようにして取り除いていくのか、行政関連機関がどのような支援を行っていくべきか、地域で話し合うことが課題を解決するのに不可欠であると説明がありました。

「人・農地プラン」については、地域農業における人と農地の問題を一体的に解決できる方法のひとつであり、今、正に話し合うべき時期であることを力説されました。また、農地中間管理機構による農地借受希望者の募集が行われました。郡内では3企業が応募しています。地域の担い手が不足し、外部からの企業参入を受けざるを得ない場合には、県においても引き合わせる事が可能と、頼もしい言葉をいただきました。

これからも農業委員会は、このような合同研修会を開催して、郡内農業委員の知識の向上を図るとともに、意見交換を行い、地域農業の発展に努めていきます。



問い合わせ先
福崎町農業委員会(農林振興課内・内線310)

「農地の借受」を希望する方 募集

農地中間管理事業の推進に関する法律にもとづき、農地の借受を希望する方を募集します。農地中間管理事業を活用して農地を借り受けるには、あらかじめ申込が必要です。

募集期間 12月5日(金)~1月5日(月)

申込方法 メール、ファックス、郵送で、所定の申込書(ダウンロード可能)を兵庫みどり公社へ。持参の場合は、最寄りの農地管理事務所(農林振興事務所)へ。

問い合わせ先 (公社)兵庫みどり公社

☎078(361)8114 FAX078(361)8128

ホームページ <http://www.forest-hyogo.jp>



市川河川公園 家族ふれあいイベント開催

10月18日、市川河川公園で家族ふれあいイベントが開催されました。参加者は、福崎・田原幼稚園・サルビア保育園の園児、地元の小学1・2年生とその家族です。

すがすがしい秋晴れのもと、地元大学生による紙芝居、水の広場のプールでのアマゴとモクズガニのつかみどりなどを楽しみました。捕まえた魚は、市川流域アメニティ研究会のみなさんにより、アマゴの塩焼きやもちむぎ素麺入りのモクズガニのカボチャ汁として振る舞われ、試食を通じて川の恵みを思い出させるよい機会となりました。

市川の自然を守る会

(事務局：農林振興課内・内線310)

